

公共下水道施設築造工事等取扱要綱

制 定 平成 29 年 3 月 24 日 環創管保第 2251 号（局長決裁）

最近改正 平成 31 年 4 月 24 日 環創管保第 131 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 16 条、横浜市下水道条例（昭和 48 年条例第 61 号。以下「条例」という。）第 16 条、横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年規則第 103 号。以下「規則」という。）第 17 条及び第 18 条により、横浜市以外の者が横浜市の承認を受け行う公共下水道施設築造工事等について必要な事項を定める。

（法令等の遵守）

第 2 条 申請者及び施工者は、工事にあたっては、関係諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、関係諸法令及び諸法規の適用運用は、自らの責任において行う。

（本市の指示）

第 3 条 申請者及び施工者は、工事施工期間中、本市と常時連絡を取り、必要に応じて指示を受け、工事の詳細な事項及びその内容に疑義が生じたときは、本市の解釈に従う。

（責任体制）

第 4 条 申請者及び施工者は、各種法令に定める責任者を所定の業務に従事させ、自己の責任において工事を施工する。

（安全管理）

第 5 条 申請者及び施工者は、工事中の安全管理について、法令及び承認条件により必要な措置を講ずる。

（第三者に与えた損害）

第 6 条 申請者及び施工者は、工事に起因して、第三者に損害を及ぼしたときは、損害を受けた第三者と協議し、損害の責任を負う。

（地域住民への配慮）

第 7 条 申請者及び施工者は、工事の施工に先立って、本市と協議のうえ、施工方法及び期間等について、地域住民にあらかじめ十分説明し、迷惑を及ぼさないよう配慮しなければならない。

(環境対策)

第8条 工事により発生する騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等については、関連法令を遵守し、周辺地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(官公庁等への手続き)

第9条 申請者は、工事の施工にあたっては、法令及び承認条件により、関係官庁及びその他関係機関への届出等を行う。

(公共基準点等の取扱い)

第10条 公共下水道施設築造工事等の施工位置もしくはその周辺に公共基準点、境界杭等が設置されている場合、申請者は事前に土木事務所と協議し、所定の手続きを行う。

第2章 申請手続き

(予備調査)

第11条 申請者は、申請に必要な基礎資料として、次の各号に掲げる事項について、工事区域及びその周辺の予備調査を行うものとする。

- (1) 地形の調査
- (2) 河川、水路、下水道、農業用水路、その他の排水施設等について、その位置及び利水状況等の調査並びに確認
- (3) 雨水の集水区域、既存排水施設等の規模・構造及び能力の調査並びに周辺地区の浸水状況の調査
- (4) 河川、水路、下水道、農業用水路、その他の排水施設等用地の境界調査、これらの施設並びにその用地交換又は廃止等について管理者との打合せ
- (5) 道路の現況、地下埋設物の種類、規模及び埋設位置等の調査並びに管理者との打合せ

2 開発行為等に伴う流末下水道工事及び下水道幹線に直接接続する規模の大きな工事、又は工事内容が複雑なものについては、申請者及び施工者は公共下水道施設築造工事等承認申請書の提出前に、必要であれば、環境創造局管路保全課及び土木事務所から指導を受けるものとする。

(承認申請)

第12条 申請者が市長に提出する公共下水道施設築造工事等承認申請書（規則第17条第1項 第12号様式）には、規則第17条第2項で規定する表に掲げる図書並びにその他市長が必要と認める書類として、公共下水道施設築造工

事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書（第1号様式）及び次の表に掲げる図書を添付するものとする。なお、本市の指示により別途必要な図書がある場合は、当該図書を添付するものとする。

| 図書の種類 | 明示する事項 |
|------------------------|--|
| 公図（写）※ | 開発区域線及び下水道管理設位置を赤色で記入 |
| 流量計算書※ | 下水の排除方式により合流式、分流式の様式で排水面積、流出量、管径、勾配、流速及び流下量等の一覧表の作成 |
| 排水区画割平面図※ | 1 前項の流量計算書と比較できる地形図を使用 2 計画排水区域 3 細別した区画割線 4 計画管きよ及び流水方向 5 号線番号及び面積（ha：小数点以下2位まで記入） 6 主要箇所の地盤高（m：小数点以下1位まで記入） |
| 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（写） | 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書の写しを添付する。ただし、写しの添付が困難であると本市が認める場合は、接続ますの大きさ、取付管所要径、所要深さの確認ができる仮平面図、仮縦断図の添付をもって、これに替えることができる。 |
| 直接放流に関する意見 | 土木事務所直接放流に関する意見書の交付を受けた場合は、その写しを添付する。 |
| 舗装構成図 | 断面図に明記することにより省略可 |

（注）※印は、取付管工事等軽微なものについては省略することができる。

2 国が管理する道路の工事の施工にあたっては、申請者及び施工者は、国道道路占用許可申請及び関係者間協議に必要な書類を作成し、所轄土木事務所に提出する。

（審査・決定）

第13条 市長は、前条で規定する申請書が到達したときは、承認工事の必要性、技術的な適正、承認工事施工者の施工能力等を審査し、速やかに承認の可否及び条件を決定しなければならない。

（審査基準）

第14条 前条に規定する承認工事の技術的な適性審査は、次の各号に掲げる事項等について、申請図書等の調査及び現地調査等により行うものとする。

- （1）法、条例、規則等関連する法令に違反していないこと。
- （2）横浜市下水道設計指針、横浜市下水道設計標準図、横浜市土木工事共通

仕様書、横浜市下水道管渠工事仕様書その他市長が必要と認める基準等に基づいて適正に設計されていること。

- 2 前条に規定する承認工事施工者の施工能力の審査は、承認工事施工者が工事規模に応じた経済的能力、技術的能力等を有するかについて、横浜市の一般競争入札有資格者（工事の入札参加資格を有する者 工種：土木）名簿によって行うものとする。

ただし、取付管工事（国道における工事を除く。）については、条例第 38 条の市長の指定した排水設備指定工事店の中から施工者を選定することができる。

（条件）

第 15 条 市長は、第 13 条の規定に基づき申請を承認する場合には、法第 33 条の規定に基づき、別表に規定する条件を付すものとする。

- 2 市長は、承認をする場合には、当該工事の内容等に応じ、別表に規定する条件を修正し又は別表に規定する条件以外の条件を付すことができる。

（取下げ）

第 16 条 公共下水道施設築造工事の承認を得た工事について、申請者の都合により工事を中止した場合、申請者は、必ず承認書の原本を添付の上、取下げ届（第 2 号様式）を所轄の土木事務所に提出する。

- 2 取下げ届を提出したときは、申請者及び施工者は、本市の指示に従い、その責任において工事既済部分を取り除き、速やかに原形復旧すること。ただし、本市が工事既済部分を適当と認めたときは、無償で引き取ることがある。

（着手届出書）

第 17 条 申請者が承認工事に着手したときに市長に提出する公共下水道施設築造工事等着手届出書（規則第 17 条第 4 項 第 14 号様式）には、次の表に掲げる図書を添付するものとする。

| 図書の種類 | 明 示 す る 事 項 |
|-------|--|
| 工程表 | 工程表は、工種ごとに分けてバーチャードで記入する。 なお、本市が指示した場合は、細部の工程表を作成し提出する。 |
| 施工計画書 | 公共下水道施設が大規模工事の場合、本市が指示したときは施工計画書を作成し提出する。 なお、施工計画書には、工事の概要、施工物件、地形及び地質、工事中用設備の設計及び説明書、工事の具体的施 |

| | |
|--|--|
| | 工方法、安全管理計画、現場組織表、機械資材等の搬入並びに搬出計画、その他指示事項を記載する。 |
|--|--|

2 申請者は、工事着手前に、所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならない。

(立会)

第 18 条 申請者は、承認工事の施工に際して、市職員の立会を求めることができる。この場合、申請者は、当該立会を要する箇所の施工をする前に市長に依頼するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、市職員の立会又は工事写真の提出その他の必要な措置を求めることができる。この場合、申請者は正当な理由なく当該立会等を拒んではならない。

(工期の延長並びに内容変更)

第 19 条 規則第 17 条第 5 項に規定する「やむを得ない理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 地域住民等に対する折衝が難航し、工事が遅延する場合
- (2) 地下埋設物等の移設、切り回し、防護等により工事が遅延する場合
- (3) 軟弱地盤、湧水等設計段階において予期し得なかった事故の発生により、工法等の変更を生じ、そのため工事が遅延する場合
- (4) 天災、地変等の発生により、工事が遅延する場合

2 承認申請時の施設内容を変更しようとする場合の取扱いは、原則として次の表のとおりとする。ただし、事前に土木事務所等と協議を行うこととする。

| 変更内容 | 手続 | 変更届出書の提出を必要とするもの | しゅん工図書で訂正するもの(軽微な変更) |
|-----------|----|------------------------------------|------------------------------------|
| 集水区域の面積 | | 10%以上の面積変更 | 10%未満の面積変更 |
| 本管の管種、径 | | 必要 | 不要 |
| 本管の延長 | | 10m以上の増減 | 10m未満の増減 |
| 本管の工法 | | 必要 | 不要 |
| 本管の勾配 | | 計画勾配との差が2割以上の場合 | 計画勾配との差が2割未満の場合 |
| 本管の計画管底高 | | 当初の計画の管底高との差が20cm以上、又は土かぶりが浅くなった場合 | 当初の計画の管底高との差が20cm未満、かつ土かぶりが深くなった場合 |
| 取付管を接続する本 | | 必要 | 不要 |

| | | |
|------------------------------------|----|----|
| 管の変更 | | |
| 管きよの占用位置 人孔、雨水ます | 不要 | 必要 |
| 集水ます、接続ます の位置及び数量、取 付管の管種、延長 | 不要 | 必要 |

- 3 上記の表の変更内容以外の変更については、土木事務所と協議の上、手続方法を決定する。
- 4 国が管理する道路については、市長が申請者及び施工者にかわって国道管理者に「道路占用工期変更申請書」を提出し、許可を受ける。

(完了届出書)

第20条 申請者が承認工事を完了したときに市長に提出する公共下水道施設築造工事等完了届出書（規則第18条第1項 第17号様式）には、規則第18条第2項で規定する表に掲げる図書並びにその他市長が必要と認める書類として、次の表に掲げる図書を添付するものとする。

| 図書の種類 | 明 示 す る 事 項 |
|---------|---|
| 特殊構造詳細図 | 鉄筋組立図を含む。（本市の指示により省略できる。） |
| オフセット図 | 本管、人孔、取付管の位置を記入する。 |
| 工事記録写真 | 1 施工前現況、2 掘削等附帯・仮設工、3 本管削孔・支管取付等工事状況、4 接続ます設置状況、5 埋戻し状況（各層の路体・路床転圧状況）、6 地先境界ブロック設置工、7 路盤工（各層の路盤転圧状況）、8 プライムコート塗布、9 舗設工、10 完了全景、11 管布設に支障のあった障害物件等 |

(検査及び引継)

- 第21条 検査の結果手直し等が生じた場合は、申請者及び施工者は速やかに必要な措置を行い、再検査を受けなければならない。
- 2 工事検査合格後は、工事完了検査済証の交付をもって、本市が無償で引き継ぐ。
 - 3 引継後、2年以内に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、申請者又は施工者の責任において、補修、改修等適切な処置を行わなければならない。ただし、当該瑕疵が施工者の故意又は重大な過失により生じた場合は10年とする。

(監督処分等)

第 22 条 市長は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、申請者が法令等又は第 15 条に基づき付された条件に違反したと認められる場合等は、承認の取消し、条件変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

2 承認の取消を命ぜられたときは、申請者及び施工者は、本市の指示に従い、その責任において工事既済部分を取り除き、速やかに原形復旧すること。ただし、本市が工事既済部分を適当と認めたときは、無償で引き取ることがある。

3 承認の有効期間は「公共下水道施設築造工事等承認書」の承認の日から起算し、1 年を経過した日までとする。ただし、上記工事に着手したとき、又は変更届、若しくは延期届が受理されたときは、この限りではない。

4 本市の指示にもかかわらず、申請者及び施工者が規則及び当該要綱に規定する届出書又は添付図書を提出しない場合、あるいは書類の不備等を改善しない場合には、当該申請者及び施工者が新たに申請する自費工事の申請書を受理しない等の措置を講ずることがある。

第 3 章 工事施工基準

(技術及び構造の基準)

第 23 条 技術上の基準については、「横浜市下水道設計指針」及び都市計画法第 33 条（開発許可の基準）、構造上の基準については、「横浜市下水道設計標準図」（以下、「標準図」という。）及び「施工マニュアル（開削編）」によるものとする。なお、上記基準に記載のない事項等については、本市と協議し、その指示に従うこと。

(材料)

第 24 条 工事に使用する材料は、日本工業規格、日本下水道協会規格又は標準図によるものを使用する。

(本管)

第 25 条 本管の最小径は、原則として 250 mm とするが、分流式污水管については、既設下流管が 200 mm の場合は 200 mm とすることができる。

2 本管の延伸など新設する管渠の土被りについては、横浜市下水道設計指針及び横浜市道路占用許可基準によるものとする。

(人孔への 250 mm 未満の管の接続)

第 26 条 人孔への接続は、本管（250 mm 以上）の接続を原則とし、次の場合は

このかぎりでない。

- (1) 既設下流管が 200 mm の場合に 200 mm の管を接続するとき。
- (2) 本市が天端人孔への取付管の接続をやむを得ないと判断した場合
なおこの場合、人孔内が汚れないよう取付管の接続方向を直線に近づけ、取付管勾配を緩くし、取付位置を深くするなどの配慮に努め、その他本市の指示に従うものとする。
- (3) その他本市がやむを得ないと判断した場合

(取付管)

第 27 条 取付管の構造は、標準図に基づくこととする。ただし、本管が陶管で、削孔により取付を行う場合は、標準図の本管（鉄筋コンクリート管）の布設図のとおりとする。

なお、取付管が硬質塩ビ管の場合は、接合部の取付方法はエポキシ系樹脂を使用する。

2 取付管の設置については次のとおりとする。

- (1) 取付管の布設方向は、原則として本管に対して直角とする。ただし、やむを得ない場合には本市の指示に従うこと。
- (2) 取付管の延長は、原則として 5.75m を最大とする。ただし、道路幅員が広く、5.75m を超えるなどやむを得ない場合には本市の指示に従うこと。なお、本管延伸の代わりに、取付管延長が 5.75m を超過することは認めない。
- (3) 取付管の最小土かぶりは 60cm とする。
- (4) 取付管の本管への接続位置は、本管の中心線より上方 45 度付近とする。

3 取付管の管径については次のとおりとする。

- (1) 接続汚水ます及び接続雨水ますの取付管は、最小内径 150 mm、街きよます（雨水ます）の取付管は、最小内径 200 mm とする。

なお、本管へ直接接続できる取付管の内径は、最大 200 mm とする。

- (2) 内径が 250 mm 以上となる場合は、本管と同様と考えて既設人孔へ直接接続するか、又は割込み人孔を築造して接続しなければならない。

4 取付管の勾配は、内径が 150 mm の場合 1.5% 以上、内径 200 mm の場合は、1.2% 以上とする。

(取付管及び接続ますの設置工事)

第 28 条 取付管は、原則として 1 家屋につき合流式にあつては 1 箇所、分流式にあつては「汚水用」、「雨水用」を各 1 箇所設置する。

- 2 接続ますの設置位置は、道路等との官民境界線に近接した宅地側とし、維持管理が容易にできる位置とする。宅地（敷地）が道路より高い場合については階段の踊場、車庫及び法下の切込部分等を利用し、道路面と接続ますの高さを合わせられる場所とする。
- 3 接続ますの維持管理は、建物所有者等が行うものとする。ただし、公園等公有地に設置した接続ますは、横浜市が管理する。
- 4 家屋の建替え等の場合についても、本管保護のため、極力既設取付管を使用することとする。

なお、上記によらず、申請者の都合により既設取付管を使用しない場合は、不用となる既設接続ますと併せて取付管についても、申請者が撤去するものとする。

（無開削工法による取付管の接続）

第 29 条 無開削（削孔）工法による取付管の接続は、本市と協議を行い、既設管内から管口等の仕上げが可能で、維持管理上に支障がない場合に認める。

（路面掘削・復旧）

第 30 条 道路の路面掘削及び復旧は、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書及び道路管理者の指示に基づいて施工する。

- 2 掘削にあたっては、溝掘り、つぼ掘り、又は推進工法等横浜市土木工事共通仕様書に基づき実施するものとし、えぐり掘りは行ってはならない。
- 3 国が管理する道路、国・県が管理する河川の場合は、それぞれの管理者の関係規程等に基づいて施工しなければならない。

（私道の公共下水道の取扱い）

第 31 条 私道に整備された本管の延伸は行わない。なお、私道に整備された本管に取付管を新たに接続する場合には、地権者の施工同意書（第 3 号様式）を承認申請書に添付する。

附則（平成 29 年 3 月 24 日環創管保第 2251 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 第 14 条第 2 項については、平成 29 年 9 月 30 日までに限り、従前の例を

適用する。

附則（平成 31 年 4 月 24 日環創管保第 131 号）
この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

承認条件

(総則)

- 第1条 申請者及び施工者は、公共下水道施設築造工事等取扱要綱、本工事の承認を得た設計図書及び承認条件に基づいて施工してください。
- 2 申請者及び施工者は、工事にあたっては、関係諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、関係諸法令及び諸法規の適用運用は、自らの責任において行ってください。
- 3 本工事施工期間中は、本市職員と常時連絡を取り、必要に応じて指示を受け、工事の詳細な事項及びその内容に疑義が生じたときは、本市職員の解釈に従ってください。

(監督処分等)

- 第2条 申請者が法令等又はこの承認条件に違反したと認められる場合等は、法第38条第1項の規定に基づき、承認の取消し、条件変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることがあります。
- 2 承認行為の取消を命ぜられたときは、申請者及び施工者は、本市職員の指示に従い、その責任において工事既済部分を取り除き、速やかに原形復旧してください。ただし、本市が工事既済部分を適当と認めたときは、無償で引き取ることがあります。
- 3 この承認の有効期間は「公共下水道施設築造工事等承認書」の承認の日から起算し、一年を経過した日までとします。ただし、上記工事に着手したとき、並びに変更届、又は延期届が受理されたときは、この限りではありません。

(官公庁等への手続き等)

- 第3条 申請者は、工事の施工にあたっては、関係官庁及びその他関係機関への届出等を法令及び承認条件により行ってください。
- 2 申請者及び施工者は、関係機関と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行ってください。
- 3 国が管理する道路の工事の施工に当たっては、横浜市が申請者及び施工者にかわって関係者間協議を行い、国道の占用許可を申請するので、申請者及び施工者は、関係者間協議及び国道占用許可申請に必要な書類を作成し、所轄土木事務所に提出してください。

(工事着手届出書等)

第4条 申請者は、承認決定通知受理後、工事に着手したときは、横浜市下水道条例施行規則第17条第4項による着手届出書を所轄土木事務所に提出してください。

2 申請者は、工事着手前に、所轄警察署長の道路使用許可を受けてください。

(立会)

第5条 申請者は、承認工事の施工に際して、市職員の立会を求めることができます。この場合、申請者は、当該立会を要する箇所の施工をする前に市長に依頼するものとします。

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、市職員の立会又は工事写真の提出その他の必要な措置を求めます。この場合、申請者は正当な理由なく当該立会等を拒んではなりません。

(公共用地の掘削・占用)

第6条 申請者及び施工者は、横浜市河川、水路その他の公共用地を掘削又は占用しようとするときは、それぞれの管理者の許可を受けてください。ただし、管理者が、国・県の場合は、申請者及び施工者にかわって横浜市が手続きを行います。

2 本市が管理する道路の路面掘削及び復旧は、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書に基づいて施工してください。

3 掘削にあたっては、溝掘り、つぼ掘り、又は推進工法等横浜市土木工事共通仕様書に基づき実施するものとし、えぐり掘りは行ってはならない。

4 国が管理する道路、国・県が管理する河川の場合は、それぞれの管理者の関係規定等に基づいて施工してください。

(既設物件に対する措置)

第7条 本工事施工前に、施工予定線の要点を試掘し、埋設物、土質、地下水等の状態を調査、確認したうえで、必要に応じて本市職員に報告してください。

なお、試掘にあたっては、埋設物管理者と協議のうえ、埋設物を破損することのないよう注意して施工してください。

2 工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう施工してください。

なお、既設構造物を保護する必要があるときは、当該物件の管理者と協議のうえ、保護措置を施すとともに、本工事中は、保護施設の維持管理及び随時

巡回、点検を行ってください。

(地域住民への配慮)

第8条 申請者及び施工者は、工事の施工に先立って、本市職員と協議のうえ、施工方法及び期間等について、地域住民にあらかじめ十分説明を行い、迷惑を及ぼさないようにしてください。

(環境対策)

第9条 騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等については、関連法令を遵守のうえ検討を行い、周辺地域の生活環境の保全に努めてください。

(建設副産物の処理)

第10条 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理にあたっては、関係法令その他の諸規定を守って、申請者及び施工者の責任において処理してください。

(境界標等の保全)

第11条 境界標は、承諾を得ないで、撤去又は移動はできません。境界標に近接して工事を行うときは、「境界標特記仕様書」（横浜市道路局）を遵守してください。

また、施工区域周辺に横浜市公共基準点が設置されている場合は、事前に本市職員に報告し、その指示に従ってください。

ただし、国が管理する道路、国・県が管理する河川の場合は、それぞれの管理者の関係規定等に基づいて施工してください。

(工事中の安全管理)

第12条 本工事にあたっては、工事現場の工事用機械器具及び材料発生土等を常に整理し、作業の安全と能率的運営を確保してください。また、火災盗難等が発生しないよう十分注意し、大雨、出水、強風等による災害を防止するため、日頃より防災体制を整えてください。

2 他の工事と同一または隣接する工事場所で作業するときは、常に協調して工事の進捗よくを図り、安全管理について相互に必要な措置を講じてください。

3 本工事の施工にあたっては、一般公衆に迷惑、危害を及ぼさないよう細心の注意を払い、関係機関及び官公庁の協議もしくは許可を受けずに、交通及び流水の妨げとなる行為を行わないでください。

- 4 事故、危害及び災害が発生したときは、直ちに応急措置を施すとともに、関係機関と協議のうえ、適切な処置を講じてください。また、速やかに本市職員に報告を行い、その指示を受けてください。
- 5 本工事施工期間中は、工事のために使用する区域を明確に区分し、工事関係者以外の者が立ち入らないように保護柵等を設置するとともに、周辺に十分確認出来るよう、工事標識、照明設備、夜間注意灯、バリケード等の保安器具を設置してください。また、交通の状況によっては、交通誘導員を配置し、一般交通の危険防止に努めるとともに、工事現場の内外を随時巡回、点検してください。

ただし、国が管理する道路の工事に当たっては、路上規制情報提供システムに工事予定情報等の登録を行ってください。

また、安全管理に関する国土交通省の関係規定等を遵守し、国土交通省指定の工事情報看板及び工事説明看板には発注者名、施工者名の他に占有者名を追加してください。

＊道路工事保安施設設置基準（国土交通省）

＊道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省）

- 6 本工事が鉄道、送電設備、その他公益都市施設に近接して施工する場合は、それらの管理者と事前に協議して保安措置を講じてください。
- 7 酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある管きょ内等で調査及び施工等を行う場合には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示により必ず換気を行い、酸素濃度測定器、可燃性ガス測定器等でその安全性を確認し未然に事故を防止するよう努めてください。

（私道における工事）

第 13 条 私道において、本工事に起因する諸問題が発生した場合は、申請者及び施工者の責任において解決してください。

（第三者に与えた損害）

第 14 条 申請者及び施工者は、本工事に起因して、第三者に損害を及ぼしたときは、損害を受けた第三者と協議し損害の責任を負うこととなります。

（工期の延長並びに内容変更）

第 15 条 申請者及び施工者は、本工事施工にあたって、横浜市下水道条例施行規則第 17 条第 5 項に規定する「やむを得ない理由」により工期もしくは維持期間を延長し、又は内容を変更しようとするときは、「公共下水道施設築造工事等工期延長届出書」、又は「公共下水道施設築造工事等変更届出書」を所轄

土木事務所に提出してください。ただし、国が管理する道路については、上記届出書の他に、国道管理者に「道路占用工期変更申請書」を提出し、許可を受ける必要があるため、申請者及び施工者にかわって横浜市が手続きを行います。

なお、「やむを得ない理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 地域住民等に対する折衝が難航し、工事が遅延する場合
- (2) 地下埋設物等の移設、切り回し、防護等により工事が遅延する場合
- (3) 軟弱地盤、湧水等設計段階において予期し得なかった事故の発生により、工法等の変更を生じ、そのため工事が遅延する場合
- (4) 天災、地変等の発生により、工事が遅延する場合

(排水施設の構造)

第 16 条 排水施設の構造は、横浜市下水道設計標準図によるものとします。

(取付管及び接続ますの設置)

第 17 条 申請者は、本工事に接する各家屋からの排水を申請者の負担で下水道の排除方式に基づいて、官民境界の民地側に接続ますを設け、新設下水管に取り込んでください。

- 2 取付管及び接続ます（以下「取付管等」という。）は、原則として 1 家屋につき合流式にあつては 1 箇所、分流式にあつては「汚水用」、「雨水用」を各 1 箇所設置します。

なお、設置位置は原則として、次のとおりとします。

- (1) 道路等の官民境界線の宅地側とし、宅地（敷地）が道路より高い場合についても階段の踊場、車庫及び法下の切込部分等を利用し、道路面と接続ますの高さが同一になるような場所とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の場合に限り接続ます（特殊接続ます）を道路等公有地に設置することができます。ただし、国が管理する道路は除きます。

ア 宅地が最も低い場所で道路より 75 cm 以上高く、かつ階段の踊場、車庫及び法下の切込等の平坦な場所がない場合。（図－1）

イ 既存家屋が官民境界線に極度に近接し、接続ますを民地に設置する場所（維持管理が可能であることを含む）がない場合。（図－2）

なお、特殊接続ますは、官民境界付近の排水設備工事が容易に施工できるように、露出で立上げる管（以下「立上げ管」という。）で施工します。

図 - 1

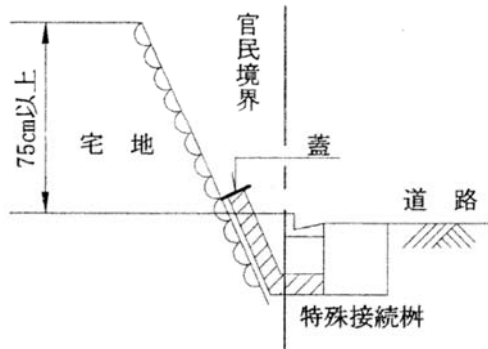
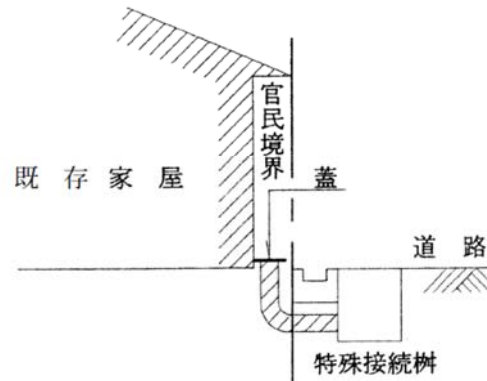


図 - 2



(3) 接続ますの維持管理は、建物所有者等が行います。ただし、道路等公有地に設置した接続ますは、横浜市が管理します。

(検査及び引継)

第 18 条 申請者は、本工事竣工にあたっては、工事完了後 5 日以内に、下水道条例施行規則第 18 条第 1 項の完了届出書に、工事記録写真等を添付し、所轄土木事務所に提出して、検査を受けてください。

なお、検査の結果手直し等が生じた場合は、申請者及び施工者は速やかに措置し、再検査を受けてください。

- 2 工事検査合格後は、工事完了検査済証の交付をもって、無償で本市が引き継ぎます。
- 3 引継後、2 年以内に瑕疵が発見された場合は、本市職員の指示に従い、申請者又は施工者の責任において、補修、改修等適切な処置を行ってください。ただし、当該瑕疵が施工者の故意又は重大な過失により生じた場合は 10 年とします。

(その他)

第 19 条 この条件に定めのない事項については、本市職員の指示に従ってください。

第1号様式（第12条）

公共下水道施設築造工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

年 月 日

横浜市長

申請者
住所
氏名 (印)
電話 ()

施工者
住所
事業者名
代表者 (印)
主任技術者
電話 ()

横浜市 区 町 丁目 番 号で申請しました公共下水道施設築造工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事の履行に関し、次のとおり誓約いたします。

誓約事項

- 1 道路掘削跡路面復旧工事に係る費用は全額公共下水道施設築造工事申請者の費用負担で施工すること。
- 2 道路掘削跡路面復旧工事は、他事業者又は他企業工事で施工する場合においても、完了するまで当該施工者が責任をもって適正な履行を確保すること。
- 3 仮復旧時や道路掘削跡路面復旧工事中に第三者へ損害又は問題等が生じた場合は、申請者及び当該施工者の責任において解決すること。
- 4 道路掘削跡路面復旧工事後に、道路管理者又は土木事務所から手直し等の指示があった場合はその指示に従うこと。
- 5 道路掘削跡路面復旧工事のしゅん工後速やかに土木事務所へ工事施工状況が確認できる写真を提出すること。
- 6 道路掘削跡路面復旧工事完了後1か年間（B交通以上の舗装の場合は2か年間、重大な瑕疵の場合は10か年間）に生じた工事目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負うこと。

年 月 日

取 下 げ 届

(届出先)
横浜市長

届出者住所
氏名 印
(電話)
〔法人の場合は名称・
代表者の氏名〕

「公共下水道施設築造工事等承認書」を取下げたいので、次のとおり届け出ます。

1 承認番号 指令第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 施工場所

4 取下げ理由

5 取下げ施工状況

(1) 未着手

(2) 着手済（出来高及びその措置）

6 添付図書

①承認書、②承認条件、③工事仕様書

第3号様式（第31条）

施 工 同 意 書

年 月 日

住 所
施 工 主
氏 名

横浜市_____区_____の私道において行われる
下水道工事に関して、施工することに同意いたします。

住 所
同 意 者
氏 名 印

住 所
同 意 者
氏 名 印

住 所
同 意 者
氏 名 印

（同意者が自著してください）

添付図書：登記簿謄本（写）、公図（写）